

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	大阪市 源泉徴収票及び支払調書発行事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、源泉徴収票及び支払調書発行事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪市長

## 公表日

平成28年8月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票及び支払調書発行事務
②事務の概要	市内部の各部署にて、委嘱した委員や講師などに対する報酬等の支払いに関し、各部署が報酬等の支払時に源泉徴収した所得税を取りまとめの上、税務署に納付している。それらの者を対象に、各部署からマイナンバーを含む法定調書及び給与支払報告書発行に必要な情報を取りまとめた報告を受け、支払いを受ける者の個人番号を記載した法定調書及び給与支払報告書の作成・提出を行い、支払いを受ける者へは個人番号の記載のない源泉徴収票の交付を行う。 ①所得税法225条第1項第3号に基づいた支払調書の作成及び税務署への提出。②所得税法226条第1項に基づいた源泉徴収票の作成及び税務署への提出と支払を受ける者への交付。③地方税法317条の6第1項に基づいた給与支払報告書の作成及び市町村への提出。
③システムの名称	システム使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
法定調書発行データ、単発法定調書【源泉徴収票】、単発法定調書【支払調書】	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪市人事室管理課
②所属長	人事室長 中村 一男
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-100 あべのペルタ西館2階 大阪市人事室管理課 電話06-6105-2058

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

